

指定居宅介護支援事業所

秋葉の苑

重要事項説明書

## 居宅介護支援重要事項説明書

### 1. 事業者

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 事業者の名称    | 秋葉の苑                   |
| 所在地       | 静岡県浜松市天竜区春野町堀之内 7 1 番地 |
| 電話番号      | 053-985-0301           |
| 法人の種別及び名称 | 社会福祉法人 白龍会             |
| 代表職・氏名    | 理事長 小澤 靖               |
| 管理者氏名     | 管理者 松並 弘泰              |
| 介護保険指定番号  | 2276300031             |

### 2. 運営の目的と方針

要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者の依頼を受けて介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

#### (1) 職員体制

| 従業員の職種  | 職員数                                                   | 形態 | 備考                      |
|---------|-------------------------------------------------------|----|-------------------------|
| 管理者     | 1 名                                                   | 常勤 | 主任介護支援専門員<br>介護支援専門員と兼務 |
| 介護支援専門員 | 2 名以上                                                 | 常勤 | (内 1 名は管理者と兼務)          |
| 勤務体制    | 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分<br>原則として月曜日から金曜日、ただし年末年始を除く |    |                         |

(2) 居宅介護支援サービスの実施概要

| 事 項         | 備 考                                                                    |
|-------------|------------------------------------------------------------------------|
| アセスメント      | 利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。                                |
| サービス調整      | アセスメントの結果を踏まえ、利用するサービス事業者等へ連絡調整を行います。                                  |
| ケアプラン作成     | 介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。                                            |
| サービス担当者会議   | 介護サービス事業者が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。                                     |
| モニタリング      | 少なくとも1月に1回は利用者の居宅にて面談し、利用者の心身の状態やサービスの利用状況等について確認します。                  |
| 給付管理        | ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。                        |
| 要介護認定に係る援助  | 利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請等を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。 |
| 介護保険施設等の紹介  | 現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加                                              |
| 担 当 者 の 変 更 | 担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能                                               |

3. 利用者からの相談又は苦情に対応する窓口

利用者は、事業者の居宅介護支援の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。利用者が事業者に苦情申立てたことにより、何らの差別待遇を受けることはありません。

(1) 事業者相談窓口

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 相談窓口    | 秋葉の苑居宅介護支援事業所           |
| 担 当 者   | 松並 弘泰（管理者）              |
| 電 話 番 号 | 0 5 3 - 9 8 5 - 0 3 0 1 |
| 対応時間    | 午前8時30分～午後5時30分         |

## (2) 外部苦情相談窓口

|                    |      |                         |
|--------------------|------|-------------------------|
| 第三者委員<br>村松 利夫     | 電話番号 | 0 5 3 - 9 8 9 - 0 2 0 6 |
| 第三者委員<br>高矢 伴実     | 電話番号 | 0 5 3 - 9 8 9 - 0 6 7 3 |
| 天竜区役所<br>長寿保険課     | 電話番号 | 0 5 3 - 9 2 2 - 0 0 6 5 |
| 静岡県国民健康保険<br>団体連合会 | 電話番号 | 0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0 |

## 4. 利用料金

要介護又は要支援の認定を受けた利用者は、居宅介護支援費につき、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、介護保険料を未納の方など、被保険者に支払いの方法の変更の記載がある場合は、利用者に、別紙「居宅介護支援報酬単位表」に示す単位数に一定の加算率を乗じた金額を支払っていただく場合があります。

## 5. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援業務の提供により事故が発生した場合は、速やかに行政、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者は、利用者に対する居宅介護支援業務の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を速やかに賠償します。

## 6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。

入院時には、利用者又はその家族から、医療機関の担当者に、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称をお伝えいただきますようお願いいたします。

## 8. 公正中立性の確保

指定居宅介護支援の提供の開始に際し事業者は、予め利用者に対して、利用者が、複数の

指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができ、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

事業者が提供する指定居宅サービスの利用状況は、別紙「前6か月間のサービスの利用状況」に記載し、利用者にこれを提示します。

#### 9. 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

事業者は、事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を、概ね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

#### 10. 非常時における業務継続に向けた取り組み

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 11. 虐待防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 虐待防止に関する担当者 | 管理者 松並 弘泰 |
|-------------|-----------|

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ③ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

## 12. 秘密保持・個人情報の保護

### (1) 秘密保持

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

この守秘義務は契約終了後も有効です。

また、事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。

### (2) 個人情報の使用

事業者は、以下の内容に限り、利用者及びその家族の個人情報を使用するものとします。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使用の目的   | <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者への居宅介護支援提供</li><li>・介護保険事務</li><li>・利用者のために行う管理運営業務（ケアマネジメント等）</li><li>・事業者のために行う管理運営業務（基居宅介護支援業務の維持・改善のための礎資料の作成、実習・事例研究等）</li></ul>                                                                                                                   |
| 第三者への提供 | <ul style="list-style-type: none"><li>・関係事業者との連携</li><li>・現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等のため医療機関に受診等する必要がある場合</li><li>・情報の共有が必要な家族への心身状態や生活状況の説明</li><li>・研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合</li><li>・災害や感染症の蔓延等で、居宅介護支援業務の一部又は全部を実施することができなくなった場合、臨時的に他の居宅介護支援事業所が必要な業務を代行し、必要な情報を共有します</li></ul> |
| 使用の条件   | <ul style="list-style-type: none"><li>・上記目的の範囲内で必要最小限にとどめ、関係者以外に漏洩しないよう細心の注意を払います</li><li>・個人情報利用の内容等の経過を記録します</li><li>・研修や事例研究等のために使用する場合は、利用者及び家族の個人情報を特定できないように加工します</li></ul>                                                                                                                 |
| 個人情報の内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が居宅介護支援を行うために必要最低限の情報</li><li>・認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見</li><li>・その他の情報</li></ul>                                                                                                                                     |

事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記の通り重要事項を説明しました。  
この証として本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 静岡県浜松市天竜区春野町堀之内 7 1 番地  
名称 秋葉の苑

説 明 者 印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代理人

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(利用者との関係 )